住民投票制度

VOL.

~ 住民投票制度の創設に向けて~

平成 18 年 9 月

発行: 😵 川崎市総合企画局自治政策部



川崎市住民投票制度検討委員会では、6 月下旬から 7 月上旬にかけて市内 3 会場で開催した**《住民投票制度検討委員会・フォーラム》**や市ホームページを通じて寄せられた市民のみなさんのご意見等を踏まえ、報告書の内容をまとめる大詰めの作業をすすめてきました。

検討委員会報告書については、10月中を目途に公表する予定になっています。

第9回川崎市住民投票制度検討委員会:平成18年7月24日(月)/高津市民館第5会議室

- 対象事項 特定の施策について重要な政策判断を伴わず、地 方税、使用料等の増減のみを目的とするものについては除 外することが必要。
- 住民発議に要する署名数 住民投票制度の意義や他の自治体の事例等を踏まえて、「10万人」は妥当。
- 成立要件 制度が諮問型であること、また、ボイコット運動 の懸念などから、成立要件を設けないことが望ましい。
- 対象事項に該当するかの判断の仕組み 制度の入り口である署名収集が開始される前に市長の判断がされることが 望ましい。
- 市長発議 議会に対する事前の報告を要件とすることが望ましい。
- 不服申立て・異議の申出等【これまで検討していない論点】 住民投票にかかわりのある者の権利侵害に対する異議については、権利救済が図られる必要がある。行政不服審査法に基づく「不服申立て」が行えない事項については、条例の規定として「異議の申出」の仕組みを設ける必要あり。

第10回川崎市住民投票制度検討委員会:平成18年8月28日(月)/高津区役所第1会議室

報告書案について

市民が読んで理解しやすい報告書をつくる必要あり。 各委員から具体的な加筆案を提出してもらい、再整理する。

個別論点について

- **外国人の投票資格** 日本の社会生活や文化等の知識を身に付けていることが必要と考え、永住資格者などのほか、在 留資格をもって「3年」を超えて在留している者とすることが妥当。
- 再発議の制限期間 事案の同一性の判断の難しさや諮問型 の住民投票制度であることなどから、設ける必要はない。
- 住民発案の仕組み 本委員会では、通常の発議以外に、少ない署名数で「条例の制定・改廃」などを 議会に提案できる仕組みについての意見も出されており、報告書への記述内容については引き続き 検討する。
- **同日実施における投票運動** 検討委員会として十分な議論を重ねてきたため、「同日実施の場合の投票運動」を一般的な投票運動と分けて記述する。





裏面に続く

第11回川崎市住民投票制度検討委員会:平成18年9月22日(金)/高津区役所第1会議室



第 11 回検討委員会は、これまでの議論を踏まえてまとめられた 報告書案について、最終的な確認作業を行い、検討の結果、大筋で 報告書(案)が確認されました。

10 月中に市長に対して 答申を行い、報告書の公表を 行う予定です。



昨年の12月より検討を進めてきた検討委員会は、 今回が最終回となるため、委員会の最後に、各委員 から委員会に参加した感想を述べていただきました。

「制度を検討することが非常に難しいことであることを実感した」「川崎市の自治の価値観・スタイルを明確にしないと、制度は決められない」「報告書をまとめたことで満足することなく、制度の実現を見守っていきたい」等の感想が出されました。

詳しい議論の内容は、ホームページ(アドレスは 下記お問い合わせ先欄に記載)をご覧ください。

約 10 か月にわたって熱心にご議論いただき、 本当にありがとうございました。市長に報告され た後は、より本格的な議論をすすめ、制度化に向 けて努力していきます。 (事務局より)



住民投票 - あの町この町

「住民投票 - あの町この町」では、制度の理解を深めることを目的として、これまでに行われた住民投票の事例を紹介していきます。

今回は、都市計画事業の是非を巡り住民投票が行われた千葉県袖ケ浦市を紹介します。

袖ケ浦駅北側地区(約49ha)では、市が施行主体 となって、土地区画整理事業を進め、都市計画決定 手続がなされた(平成17年1月に都市計画決定・ 告示)。

しかし、開発の見直しを求める側では「袖ケ浦駅 北口開発凍結・見直しの住民投票を求める市民集会」 を開催するなどの活動が行われ、平成 17 年 5 月に 11,434 筆(有権者の 23.8%に相当)の署名を集め、 住民投票の条例制定請求を市に提出した。

直接請求された条例案は、7月に可決された後、9月に条例案の一部改正を経て、平成17年10月23日、住民投票が実施された。

● 市が施行主体となって行う袖ケ浦駅北側地区整備事業 業について市民の賛否を問う住民投票(H17.10.23 実施)

投票率 :57.95% 投票総数:27,489票 · 賛成: 9.621票

・反対:17,456 票(…有権者総数の 64.5%を占める)

住民投票後、市では、住民投票の結果を受けて、 今後の対応を検討するとしている。

住民投票制度検討委員会のニュースレターは、今号が最終号となります。 住民投票制度の検討状況につきましては、今後も、市のホームページ等を通じて行っていく予定です。

発行/お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

TEL: 044(200)2028 / FAX: 044(200)3800 / E-mail: 20ziti@city.kawasaki.jp

《ご希望の方については、このニュースレターをメールで配信しています。メールにてお申し出ください。》

ホームページ http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm